

「民主政治と基本的人権」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

【※「公民授業」は「実際の授業」と「講演」の二部形式となっており、このレジュメは後半の「講演」に関する部分を、文章の一部を改変して、より充実した分かりやすい内容としております。どうぞお楽しみください】

一般的な「学校で勉強する公民（＝現代社会）の授業」では、日本における「公民授業」でありながら、我が国に関することがほとんど教えられていません。それどころか、民主政治も基本的人権も「西洋が由来であり、我が国は遅れて広まった」と言わんばかりです。

教科書を見ると、出だしから「日本国憲法の骨格をなす民主政治は」と、我が国における民主政治は日本国憲法から始まり、それ以前は非民主的（あるいは軍国主義的？）だったと読めます。

また、20世紀に生まれた人権である社会権の紹介でも、「日本国憲法にも同じ精神がみられる」と書くことによって、日本国憲法がいかに素晴らしい存在であることを強調すると同時に、それ以前の大日本帝国憲法（＝明治憲法）の評価を下げようと懸命に思えます。

しかし、我が国における「民主政治」や「基本的人権」の概念は、教科書に記載されているように、本当に「遅れて発達し、西洋の真似をただけ」のものだったのでしょうか。

西洋の歴史において、そもそも民主政治は「人民が国家と争って勝ち取ったもの」でした。つまり、西洋の民主政治は「国家 vs. 人民」の歴史でもあったのですが、我が国において、国家の元首が国民と直接争ったことは一度もありません。

我が国の伝統的な政治文化には、言うまでもなく「天皇陛下」がご存在されておられます。天皇の古来の重要な役割は、国民のために「祈る」ことであり、かつては実際に政治を行う権力もお持ちでした。

その後、歴史が進むにつれて天皇は政治的権力から遠ざかり、1192年に源頼朝が朝廷から征夷大將軍に任じられ、鎌倉幕府を開く頃には、天皇がお自ら権力を行使されることはなくなりました。

しかし、天皇は新たな政治権力者となった武家と対立するのではなく、政治権力者が「民のために祈り続けた」天皇の権威を押し頂いて政治を行うことが、我が国の新たな政治文化としての伝統となったのです。

なぜそう言い切れるのでしょうか。その背景には「征夷大將軍」の位置づけがあります。

先ほど述べましたように、鎌倉幕府の成立は一般的に 1192 年とされていますが、これには大きな意味があります。そもそも「幕府」という言葉の本来の意味は、チャイナにおける「王に代わって指揮を取る將軍の出先における臨時の基地」です。この場合、チャイナの皇帝は円滑に戦争を進めさせるため、將軍に対して、本来は皇帝の権限である徴税権や徴兵権を委任していました。

つまり、頼朝は自らを「幕府の將軍」になぞらえることによって、朝廷から独立した軍事政権を確立しようとしたのです。

頼朝は、征夷大將軍に任じられる前から、守護や地頭の設置などによって、鎌倉を中心に東国で政治の実権を事実上は握っていましたが、自己の立場を朝廷、すなわち天皇に「公認」してもらうことで、より安定した政権を築こうという思惑があったと考えられます。

これらを鑑みれば、我が国では鎌倉幕府という軍事政権が誕生しても、天皇と対立して滅ぼそうとするどころか、逆に天皇の権威を活用することで政権を確立しようという、諸外国では考えられないような独自のシステムが存在していたということになりますね。

鎌倉幕府以後、我が国の政治権力者は天皇の権威を活用しましたが、それゆえに、天皇のもとで築かれてきた古い文化を破壊することは少なく、むしろ「民安かれ」という天皇のご意思を受け止めて、民を過酷に扱うような政治が行われることはほとんどありませんでした。

また、時が流れて、政治権力者の失政によって「政権交代」が起きても、室町幕府や江戸幕府などがそうであったように、単純に政治権力者が交代しただけであり、西洋のような「国家元首と国民との対立」は起きませんでした。

権威としての天皇がご存在し続けることで、時折「政権交代」が起きたとしても、全体的には政治が大いに安定した我が国では、外国に比べて平和な時代が長く続いたことで、我が国独自の文化も着実に成熟していったと考えられるのです。なお、この形態は「日本文明」の本質そのものと言って良いでしょう。

こうした流れを受けて、我が国では「権威」と「権力」との分離が完成しましたが、これは、大日本帝国憲法下において、天皇が統治権を取りまとめてもつという「権威」としてご存在する一方で、実際の政治は立法・行政・司法の三権に任せる立憲君主であり続けたという、我が国が近代的立憲主義を容易に受け入れるという効果ももたらしました。

そして、この流れは、現在の日本国憲法においても、国家の最高政治権力者である内閣総理大臣を、国家の象徴のご存在であられる天皇陛下が任命されるという政治的システムとして活かされているのです。

ところで、我が国における政治の「権力」と「権威」との分離は、西洋文明における「教会と王権

との分離」と類似している、ということをご存知でしょうか。

西洋において王権が強化され、いわゆる絶対王政が確立したのは16世紀後半の頃からですが、それまではローマ教皇をはじめとする教会が、権威と権力を両方握っていました。しかし、16世紀初めの宗教改革をきっかけとして、教会はカトリック（＝旧教）とプロテスタント（＝新教）とに分裂しました。

この流れを受けて、イギリスで国王を首長とするイギリス国教会が成立するなど、国家の利益と宗教とを切り離す傾向が西洋全体でみられたことで、政治的権力が教会から国王へと移行する一方で、教会は「権威」としてのみ存続するようになったのです。

政治的権力と権威との分離が、歴史的に完全になされた地域は、地球上では西洋と我が国しかありません。東欧やロシア、そしてチャイナも、あるいは現代のチベットでさえも、こうした分離は実現できていないのです。

「権力」と「権威」とが完全に分離することによって、私たちは、政治家がどれほど偉そうなことを言っても、あるいは誰かがどれほどお金持ちになったとしても、人間の本質的な価値としては、天皇陛下や神（＝God）の前では何も変わらないのだ、ということを実感できる社会を構築することができます。

「権力」と「権威」との分離はそれだけ極めて重要であり、その社会を持っている西洋や我が国は、国家あるいは国民が幸福を享受できるシステムが確立されていると考えるべきでしょう。

しかも、西洋における「教会と王権との分離」が、宗教戦争に代表される「血塗（ぬ）られた歴史」を持つ一方で、天皇陛下のもとで政治的権力が自然と移行していった、我が日本文明の崇高さは特筆すべきことです。

考えてみれば、縄文土器は世界一古い土器ですし、また世界一古い磨製石器も日本から出土しているのですから、日本文明をもたらした我が国は、特別の土地であると考えた方が自然かもしれませんね。

さて次に、教科書で「政治の最も重要な課題」とされる基本的人権ですが、日本国憲法第11条や第97条において「侵すことのできない永久の権利」と規定されており、一般的にも「天賦人権論（てんぷじんけんろん）」として知られています。

しかし、こうした考えは「我が国の国柄」ではありません。天賦人権論の原理は西洋にあり、17世紀から18世紀の思想家である、イギリスのロックやフランスのルソーなどの社会契約説を由来として、「すべて人間は生まれながらに自由かつ平等で、幸福を追求する権利を持つ」と考えられるようになりました。

アメリカの独立戦争やフランス革命などはこうした思想の影響を強く受けており、明治維新以降の

我が国においても自由民権運動によって紹介されるなど、天賦人権論への支持が確実に広がりを見せたことは間違いありません。

ですが、我が国における、いわゆる「人権」に関する思想は、その遥(はる)か以前から、すでに見えないかたちで定着していた事実をご存知でしょうか。

実は、その背景にも「天皇」のご存在があります。

我が国の初代天皇であらせられる神武(じんむ)天皇が、橿原宮(かしはらのみや)で即位された際に、「八紘(はっこう、四方八方のこと)を掩(おお)ひて宇(い)にせむこと」と仰せられたと伝えられており、これが由来となって「八紘一宇(はっこういちう)」という言葉が生まれました。

「八紘一宇」は「道義的に天下を一つの家のようにする」というのが大意であり、我が国だけでなく世界全体を一つの家として、神のために祈られる天皇を中心に仲良くやっ払いこう、という願いが込められています。

つまり、「八紘一宇」の精神においては、我が国のみならず世界人類が兄弟のように平等であり、「世界中すべての人々の人権も保障される」という解釈となります。我が国では、天賦人権論が考え出されるより遥か以前から、「世界は一家、人類はみな兄弟」というが思想定着していたんですね。

ちなみに、大日本帝国憲法の第1条は「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之(これ)ヲ統治ス」と規定されており、これは「天皇陛下の統治によって『八紘一宇』の伝統が守られている」ことを意味しています。

こうした事実を鑑みれば、すでに大日本帝国憲法以前において定着していた「人権思想」に対して、わざわざ西洋由来の天賦人権論を持ちこむ理由が果たして存在するのでしょうか。

我が国での「公民教育」を目指すのであれば、その背骨として「我が国伝統の政治文化」を教えるのが当たり前のはずです。しかし、今の教育では、それこそ「革命思想」につながる西洋の民主政治が重視される一方で、革命を起こす側にとって「宿敵」ともいえる天皇のご存在を軽視する傾向があるといっても過言ではないでしょう。

また、我が国の「人権思想」に直結する「八紘一宇」も、昭和20(1945)年12月に、連合軍最高司令官総司令部(=GHQ)によって出された神道指令により、国家神道や軍国主義、あるいは過激な国家主義を連想させるとして、公文書における使用が禁止されて以来、不当な扱いを受け続けているのが現状です。

我が国での教育は我が国の視点で行うべきであり、それは歴史だけでなく公民も同じです。一方的な思想だけで民主政治を語ることや、GHQによる歴史の歪曲(わいきょく)に満ちた人権問題を取り上げるだけでは、我が国にとって悪い教育となるばかりか、本当の意味での「国際社会に生きる誇り

高き日本人」を育てることなど、できるはずもありません。

高校の社会科教師の端くれとして、私は今後も「我が国の本当の公民授業」を行い続け、教育面において「日本を取り戻す」ために精進を重ねてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（完）

主要参考文献：「日本の歴史 5 明治篇」（著者：渡部昇一 出版：ワック）
「日本の歴史 7 戦後編」（著者：渡部昇一 出版：ワック）
「先生、日本のこと教えて」（著者：服部剛 出版：扶桑社）
「憲法はかくして作られた」（著者：伊藤哲夫 出版：日本政策研究センター）

YouTube 「民主政治と基本的人権」
<https://www.youtube.com/watch?v=IS3OxG9dN8g>

黒田裕樹の歴史講座
<http://rocky96.blog10.fc2.com/>